

平成21年第1回蟹江町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成21年4月16日(木)			
招 集 の 場 所	蟹江町役場 議事堂			
開 会 (開 議)	4月16日 午前9時00分宣告(第1日)			
応 招 議 員	1 番	松 本 正 美	2 番	伊 藤 俊 一
	3 番	山 田 邦 夫	4 番	米 野 秀 雄
	5 番	高 阪 康 彦	6 番	林 英 子
	7 番	小 原 喜一郎	8 番	中 村 英 子
	9 番	黒 川 勝 好	10 番	菊 地 久
	11 番	吉 田 正 昭	12 番	山 田 乙 三
	13 番	伊 藤 正 昇	14 番	奥 田 信 宏
	15 番	猪 俣 二 郎	16 番	大 原 龍 彦
不 応 招 議 員				

地方自治法第 121条の規 定により説明 のため出席し た者の職氏名	常 勤 特 別 職	町 長	横江 淳一	副 町 長	水野 一郎
	政 策 推 進 室	室 長	飯田 晴雄		
	総 務 部	部 長	坂井 正善	次 長 兼 総務課長	加藤 恒弘
		企画情報 課 長	鈴木 智久	税務課長	長尾 彰夫
	民 生 部	部 長	加賀 松利	次 長 兼 保険医療 課 長	齋藤 仁
		次 長 兼 住民課長	犬飼 博初		
	産 業 建 設 部	部 長	河瀬 広幸	次 長 兼 土木課長	水野 久夫
		次 長 兼 農政商工 課 長	西川 和彦		
	会計管理室	会計管理 者兼会計 管理室長	小酒井敏之		
	水 道 部	次 長 兼 水道課長	佐野 宗夫		
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	消 防 本 部	消 防 長	上田 正治		
	教 育 委 員 会 事 務 局	教 育 長	石垣 武雄	次 長 兼 教育課長	伊藤 芳樹
本会議に職務 のため出席し た者の職氏名	議 事 会 事 務 局	局 長	松岡 英雄	書 記	金山 昭司
議 事 日 程	議長は、次のとおり議事日程を配付した。 (会議規則第21条)				
会 議 録 署 名 議 員	議長は、会議録署名議員に次の2人を指名した。 (会議規則第120条)				
	1 0 番	菊 地 久	1 1 番	吉 田 正 昭	

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議案第34号 蟹江町税条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第35号 乗合自動車（お散歩バス）購入契約の締結について
- 日程第5 議案第36号 平成21年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）

○議長 奥田信宏君

皆さん、おはようございます。

平成21年第1回蟹江町議会臨時会を開催をしましたところ、定刻前にご参集いただきまして、まことにありがとうございます。

皆様のお手元に、蟹江町第5次高齢者保健福祉計画及び第4期介護保険事業計画、蟹江町障害福祉計画が配付をされております。

横江町長より、あいさつの申し出がありましたので、これを許可をいたします。

横江町長、ご登壇ください。

○町長 横江淳一君

あいさつした。

○議長 奥田信宏君

ここで、4月1日付で職員の異動がありましたので、順次、自己紹介の発言を許可をいたします。

○民生部長 加賀松利君

自己紹介した。

○水道部次長・水道課長 佐野宗夫君

自己紹介した。

○民生部次長・保険医療課長 齋藤 仁君

自己紹介した。

○民生部次長・住民課長 犬飼博初君

自己紹介した。

○会計管理者・会計管理室長 小酒井敏之君

自己紹介した。

○産業建設部次長・農政商工課長 西川和彦君

自己紹介した。

○高齢介護課長 佐藤一夫君

自己紹介した。

○福祉・児童課長 鈴木利彦君

自己紹介した。

○健康推進課長 能島頼子君

自己紹介した。

○議長 奥田信宏君

ただいまの出席議員は16名です。定足数に達しておりますので、これより平成21年第1回蟹江町議会臨時会を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

参与者には、町長、副町長、教育長、部長、次長、関係課長の出席を求め、書記には金山昭司君を指名いたします。

ここで、本会議を一たん休憩し、議会運営委員会の開催をお願いしたいと思います。

議会運営委員長 黒川勝好君、お願いをいたします。

○議会運営委員長 黒川勝好君

それでは、関係議員の方、よろしくお願いをいたします。

○議長 奥田信宏君

それでは、本会議を暫時休憩といたします。

(午前 9時04分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 9時23分)

○議長 奥田信宏君

ただいま開催をされました議会運営委員会の協議結果の報告を求めます。

議会運営委員長 黒川勝好君、ご登壇ください。

(9番議員登壇)

○議会運営委員長 黒川勝好君

ただいま議会運営委員会が開催されましたことにつきまして、ご報告をさせていただきます。

まず、協議事項の1番、平成21年第1回蟹江町議会臨時会の会期につきましてでございます。会期につきましては、本日1日のみといたします。よろしくお願いいたします。

2番、議事日程についてでございます。議事日程につきましては、本日3件ございますが、議案上程後、案件ごとに審議、採決をいたします。

3番、滞納対策特別委員会の設置についてであります。次回の臨時会におきまして設置することになりました。人選につきましては、各会派にお任せをするということでございますので、人選につきましてはよろしくお願いを申し上げます。

4番、平成21年第2回蟹江町議会臨時会の招集請求についてであります。本委員会に諮問されました議長の臨時会招集請求、これは5月12日になっておりますけれども、審査いたしました結果、異議ない旨の答申をすべきものと決定をいたしました。

なお、この会議に付議すべき事件は、常任委員会委員の選任、運営委員会委員の選任、広報編集委員会委員の選任、もう一つ、滞納対策特別委員会の設置について、この4件でございます。よろしくお願いをいたします。

その他でございます。議員互助会の開催についてであります。本臨時会閉会後に、議員互

助会役員会及び同総会を開催をいたします。協議内容は、20年度の事業報告及び収支決算と21年度の事業計画及び収支予算についてであります。そして、もう一つ、ただいま、各、今2つの常任委員会がございますが、その常任委員会の中の所管がえをしてはどうかという意見がございました。これにつきましても、各会派で持ち寄って協議をしていただき、5月12日にその旨の報告をいただくということで決まりましたので、よろしくお願いをいたします。

以上、ご報告申し上げます。

(9 番議員降壇)

○議長 奥田信宏君

どうもありがとうございました。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第120条の規定により、10番菊地久君、11番吉田正昭君を指名をいたします。

○議長 奥田信宏君

日程第2 「会期の決定」を議題といたします。

お諮りをいたします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日限りと決定をいたしました。

○議長 奥田信宏君

日程第3 議案第34号「蟹江町税条例等の一部改正について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○8番 中村英子君

8番 中村です。3点ほど、確認のために、もう一度ご説明をお願いしたいと思います。

55ページですけれども、これの第45条の2のところですが、公的年金等に係る特別徴収の税額の算定においてというところですが、ただいまの説明によりますと、年金以外の所得は特別徴収でなく普通徴収とするためというふうになっておりますので、これは年金の部分のところは特別徴収でかけて、これ以外の収入については普通徴収にするということは、二本立ての請求というか課税になってくるんでしょうか、そうではないんでしょうか。その辺のところのご説明をお願いします。

それから、57ページですけれども、これも1点は確認ですが、この条例の施行は平成21年4月1日からとなっておりますけれども、新たに居住年が平成21年からというふうになっておりますので、平成21年1月1日以降の居住者は対象になると、新規に対象になってくるといことでよろしいと思いますけれども、その解釈についてお願いをしたいと思います。

それから、この控除を受けようとする人は申告の必要がないと、21年からの方ですね。毎年毎年申告書の提出を必要とはしないということですが、この控除はそれぞれのローンの残額について控除の額が決まってくると思うんです、毎年毎年、ローン残高によって控除は決まってくるので、その辺のところは申告しなくてもいいということはどういう適用になるのか、自動的に組まれているローンによって残高を算定していくものか、どういう具体的なやり方になるのかわかりませんので、その辺のところをお願いしたいと思います。

それから、もう1点ですけれども、64ページの長期優良住宅ということなんですけれども、この長期優良住宅についての固定資産税の減額ということなんですけれども、この長期優良住宅というのは、具体的に個人が建てるような一般的な住宅というようなものが対象としてあるようなものなのか、そうではないようなものなのか、これは具体的にどういう対象が設定されているのか、その点についてのご質問をお願いしたいと思います。

○税務課長 長尾彰夫君

ただいまのご質問ですが、まず最初に、55ページ、45条の2の部分でございますが、今までは年金の特別徴収の場合、給与及び年金に係る所得以外の所得につきましては年金からの特別徴収ということで定まっていたんですが、そうなりますと、例えば人によっては事業がかなり大きい方もございます。そうしますと、当然年金から引くことが非常に難しい場合も発生してきますので、今回給与及び年金所得以外のものについては普通徴収で、年金から特別徴収で可能の方につきましては年金という二本立てという形になることとございます。

(発言する声あり)

二本立てになるということです。

(発言する声あり)

そうです、はい。

それから、あと、57ページの附則7条の3の2でございますが、ご指摘のとおり、21年から25年まで新たに住宅ローンの特別控除が創設されるわけとございますけれども、通常は今までは年末残高の1%が該当で控除になるということがほとんどでございました。当然、今回の改正で毎年申告が不要になるということとございますが、その関係で、給与支払い報告書の記載の内容について改正するというところで国のほうからは私どもに話が来ておるんですけれども、ただ、給与の支払い報告書にどの時点で年末残高の1%の金額を納税者から掌握するのか、そういうのはちょっと私どもには細かい手続はまだ配付されておきませんので、多分、私が思うには初年度は今までの確定申告と同様に一度申告していただいて、2年目か

らは今までどおり年末調整の時点で年末残高を会社のほうに出していただいて、そちらのほうで処理をして給与支払い報告書に反映されると、そのような形になるのではないかなと私どもは予測しております。まだ、細かい手法については、実際のところまだ私どもに指示が来ておりませんので、また指示があれば広報とか、そういうのでどのような手続になるかというのはまた載せさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それからあと、200年住宅の関係でございますが、これにつきましては通常の今までの住宅につきましては、固定資産税につきましては新築から3年間、それからあと3階以上のものについては5年間、一応固定資産税の家屋は2分の1にさせていただいております。今回はこの200年住宅の関係でございますけれども、建築の内容が要件が非常にありまして、長期優良住宅の普及の促進に関する法律ということで、こちらのほうに詳細に定めてございます。

ちょっと読み上げさせていただきますが、まず第1点が、住宅の構造上、主要な部分について腐食及び摩損の防止措置により耐久性が確保されていること、2番目が、地震に対しての安全性が確保されていること、それから3点目が、居住者のライフスタイルの変化等に対応し間取り等の構造及び設備の変更を容易にできること、4点目が配管の点検、交換等が容易に行えるなど維持保全を容易に行える構造であること、5点目が、一定のバリアフリー性能、省エネルギー性能を有していることなど、一応今読み上げさせていただいたものすべてを満たす住宅ということで、これについて当然それが適合しているかどうかというのは、それぞれ都道府県知事の認定を受けたいろんな機関がございますけれども、そちらの認定証明書を添付して私どもに提出していただくと。それであと、認められれば2分の1の減額の期間ですが、当然これをやることに伴って非常に建築費が高くなります。その関係で、対応としましては、通常は新築から3年間なんですけど、通常の家については5年間、それからあと3階建て以上のものについては5年間のものが7年間、それぞれ2年間余分に家屋の固定資産税を減額すると、そのような措置でございます。

○議長 奥田信宏君

他に。

○7番 小原喜一郎君

7番 小原喜一郎でございます。たくさん質問がございますので、単純なものだけ最初に伺いたいというふうに思うんです。

1つは、まず確認でございますが、35条の2第4項ですが、これにつきまして、私も寄附金控除を受ける一人なんでございますが、従来は所得税でその申告を提出しておったわけがありますけれども、確認ですが、今度住民税でも新たに申告をしなきゃいかんということになると、選挙管理委員会からの発行の証明書を2通とって税務署と蟹江町に提出しなきゃならないのかなのか、確認をしておきたいわけでありまして。

それから、2つ目は用語について伺いたいわけですが、1つは特定管理株式会社というのはこれはどういう会社か、それから、もう一つは特定中小会社というのはこれはどういう会社なのか。それから、条約適用利子と条約適用配当、これはどんなものか聞いておきたいわけであります。

それから、あとは2点目で伺います。

○税務課長 長尾彰夫君

まず、35条の2の町民税の申告でございますが、一応これにつきましては寄附金をされる場合、分離課税等の町民税、県民税の申告をされる場合は、控除申告書の提出ということで様式が追加されたものでございますけれども、通常の方につきましてはほとんど確定申告されればそれで終了いたします。今回のこの改正につきましては、申告が必要のない、本当に町・県民税の、私ども住民税の申告と言っておりますけれども、その申告の分離申告をやられる方については寄附金の控除の申告が必要になりますよと。通常は、住民税で分離課税をやられる方は、まずほとんどお見えになりません。通常今までどおり確定申告していただければ、それですべて申告終了いたしますので、今回住民税の申告書についてのみに様式を追加するということでございます。

ちょっと順番変わりますけれども、特定中小会社というのは、以前も条例改正でも説明させていただきましたけれども、いわゆるベンチャー企業、新しく新規で若い方とか、そういう方が企業を起こされた場合、その特定株式を今までは3年以上保有していて、例えばそれを売った場合、所得を2分の1にするという特例措置がありました。わけとしましては、いわゆる新規企業を起こされたという若年のベンチャー企業という、そんなような、ちょっとあやふやな答弁になって申しわけないですけれども、具体的なあれはちょっと把握しておりませんけれども、ベンチャー企業ということで私どもは対応させていただいております。

それから、条約適用利子等につきましては、こちらにつきましては国と国の間で利子とか、そういう課税をした場合、それぞれ二重で課税するということが発生しますので、それで国と国の間で条約をしまして、こういう場合はこちらでかけるとか、そうやって決めるということでございます。

それから、特定管理株式でございますけれども、通常は株式等につきましては、特定口座ということでそれぞれ証券会社で管理をしていただいて、1年間の取引の明細それから所得、それからあと特別徴収で10%、そういう明細をさせていただきますけれども、その口座の中で管理するというのが一般的には特定管理株式という私どもは解釈しております。ちょっと説明不足で申しわけありませんが。

○7番 小原喜一郎君

特定管理会社というのは、その性格がどういうものであるかということを特に知っておきたいので、大企業優遇の税制云々という問題もあるので絡んでいますので、ぜひ、後でもい

いですから伺いたいと思います。

さて、それで質問の重要部分に入りますけれども、まず最初に、55ページの第45条の2と第2項でございます。中村議員の質問に関連をするかというように思うんですけれども、この条文からすると、給与並びに公的年金のほかの収入について別立てで計算するということになるかと思うんですが、そうするとかなり実務が煩雑になると思うんで、だから、そういう点で言うと、全体的にも一遍見てみる必要があるというふうに思うんですが、この部分だけでもかなり煩雑になって、職員の残業増加だとか、ないしは新たに人員増加を要求しなければならない状況になるのではないかというふうに思うわけでありまして、その点はどうか、伺いたいと思うのであります。

それから、質問の2つ目であります、56ページの52条第6項でございます。先ほど、総務部長の説明ですと、これは農地法上の埋め立てないし干拓なんだとおっしゃられたというふうに思うんですけれども、そうではなくて、これは農地法は自公政権はどういうふうに変えようとしているかということを見てもみる必要があると思うんです。目標は、従来の、反対討論の中に入れてありますのであれなんですけれども、つまり、自作農中心の従来の農地法を生産中心の農地法に切りかえていくという方向なんです。いわば、市場原理主義に移行していくということです、農業に。そのことによって、固定資産税も生産を中心に税金をかけるのかどうなのか。

例えば、先ほどの干拓や埋め立てもそうですけれども、賃貸で土地を借りて生産をしている場合に、その生産者に、利用者を中心に考えているわけですから、固定資産税もかけていくのかどうなのか。固定資産税の条例改正の中にうたわれているわけでありまして、その辺をちょっと聞いておきたいわけなんです。

そうすると、土地所有との関係で、大きな認識の変化というか、農民の皆さんの変化が生まれるんじゃないかというふうに思うんですけれども、その辺のところがどういう方向なのか、伺いをしたいわけで、蟹江町内には黙って公用地を例えば河川敷を埋め立てて使っている、生産に使っているところも結構あるんです。これは、かつて問題になっておったんですけれども、あんなに広い内水地が狭くなっちゃってこんな水路になっておると。土地改良をやったところは別ですけれども、そうでないところは結構市街地の中にもあるという中で、そういうふうに使っている、生産を中心にして使っておるとすれば、そういうことに対する納税、固定資産税措置はどうなるのかというような疑問が、この条項からすると出てくるわけなんですけれども、農地法の改正の方向がそういう方向であるだけに、農地法の改正の方向の中心は、株式会社が土地を借りて農地にどんどん進出してくることに道を開く、こういう方向なんです。だからこそ、生産中心の固定資産税云々という条項が読まれているんじゃないかと思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

それから、これは3点目でございますけれども、第85条の第2項でございますが、ページ

数で言いますと57ページです。この民法第482条がどのように変わって、つまり変わることで、売渡、消費等をみなす場合の変化が生まれることがあるわけなんです、この変化があるかないか。この売上としてみなす、あるいは消費としてみなす、このみなし方が変わってくれば、所得の内容も変わってきて税の内容も変わってくるわけなんですけれども、この変化がないかどうかということです。

それから、住宅ローンの減税措置というのは実は麻生内閣の目玉なんです、景気浮揚対策の。それで、かなり手厚くあるわけですが、しかし、結果としては大資産家優遇の住宅ローン減税になっているということを言わざるを得ないわけなんです。そこで、この改定による減収分がどの程度考えられるか。あわせて、減収補てん特別交付金というのがあるわけなんですけれども、これはどれほど期待されるかということを、できれば伺いたいと思うんです。

それから、附則第11条の2、59ページ、土地の下落・高騰、これによって評価額の修正がされるわけなんですけれども、これはいわゆる高騰を招く可能性の高い都市部と農村部では、おのずと修正の仕方が変わると思うんです。そこで、蟹江町はどの部類に属しておいて、修正の仕方というのはどうなっているのかということを伺いたいんです。

今までは、今年度は評価替えの年でございますか、そういうときに、つまり微調整部分をつくって3年間で微調整していくと。蟹江町はおかげさまでと言っていいのかなのかわかりませんが、毎年少しずつ固定資産税収入は上昇していますね。ところが、町村によっては減っているところもあるんです。そういう点で、その調整というのはどういうふうになっているのか、ちょっと伺いたいわけであります。

以上、まず聞いておきます。

○税務課長 長尾彰夫君

まず、45条の2の関係のご質問でございますけれども、当然公的年金から給与及び年金以外の所得がある場合は今後は普通徴収にしますよと、なおかつ、年金につきましては特別徴収と、こういう取り扱いになります。それに伴います私どもはかなり事務的には、ここ3年ほどの税制改正でかなり煩雑な事務がふえております。その結果、当然私どもも電算システムを導入しておりますので、電算会社と連携を結びながら、今はコンピューターを中心にその対応をさせていただいているところでございます。

ただ、電算ですべてやっておるわけではありませぬので、当然それに対する入力につきましては私ども職員が手作業で入れるというケースもかなりございますので、その点の残業というのはやっぱり若干ふえておるという傾向でございます。

それから次に、56ページの農地法の改正でございますが、これにつきましては、こちらにも書いてありますけれども、農地法等の一部を改正する法律ということで、実はこれは私どもも国会とか、そういうところのホームページとか見ておるところでございますけれども、

きょう現在で衆議院の委員会に付託中ということで、今の付託中の法律の内容がとれないかということで、ちょっと私もインターネットとか、あと県とかちょっと確認してみたんですが、今のところ改正分が私の手元に入手できない状況でございますので、詳細な内容については今現在では把握していない状況でございます。

それから、59ページの民法の改正の関係に伴うことでございますけれども、これにつきましても、民法の詳細な改正文書がちょっとまだ私の手元にございません。その関係で、どのような内容が民法のほうで改正されたのか、ちょっと時間的な余裕がありません、本当に申しわけありませんけれども、現在ではどのような変化があるとか掌握しておりません。

それから、59ページの附則12条の住宅ローンの関係でございますけれども、当然、それぞれ通常の新築については3年間、それから3階以上の耐火構造については5年間、家屋の固定資産税が2分の1になります。その関係で、私どもは固定資産税も当然減収ということが見込まれます。現在、私もここ3年くらいの傾向を見てみますと、大体2分の1で、おおよその金額でございますけれども、本当に1,000万単位しか言えませんけれども、4,000万から5,000万くらいの間で毎年減収しております。その分につきましては、こちらにも書いてございますけれども、国のほうから補てんされるということでございます。補てんされる金額については、ちょっと税務課のほうでは把握しておりませんので、申しわけありませんが。

それから、59ページの11条の2、これは評価替えの関係でございますけれども、当然、評価替えにつきましては、今年21年度が評価替えの初年ということで、2年目、3年目というのは、通常は初年度の基準年度の額が2年目、3年目、そのままの額でいきます。ただ、これは法律で定まっておりますが、時点修正ということで、例えば年度の途中で急激な下落とか、そういうのがあった場合、当然同じ金額でいけば納税者の不利になりますので、法によって時点修正をして、今現在、私ども時点修正のポイントとしては34ポイント持っております。そのポイントにつきまして、毎年6月、7月くらいにチェックさせていただいております。当然それによって、急激な下落がある、そういう場合については翌年度の固定資産税のほうに反映させていただくと、そのように対応させていただいております。

以上でございます。

○7番 小原喜一郎君

農地法の改正部分の問題についてですけれども、せめて、課税の対象が従来は自作農が中心の考え方ですから、土地所有者に課税がされてきておったわけです。それを、自公政権は今度生産者優先というか、中心の農政に変えていくんだと。それは株式会社参入ができるようにするためと、こういうことなんですけれども、つまり、株式会社が農地をたくさん賃貸で借りて、それで生産をします。その場合に税金は生産者中心に考えるよと、こういう方向なのか、固定資産税は従前どおり所有者にいきますよということなのか、ということであれば、この地方税法改正の必要はないわけで、農地法の改正に伴う固定資産税の改正があると

いうことでありますから、そういう方向なのかなと、これは住民の立場からして検討する非常に重要なポイントですから、私はあえて聞いておるわけなんです。そういう基本的な方向なのかどうかくらいは、キャッチしておいていただきたいと思います。

それから、今の商業の関係ですか、民法482条とのかかわりの問題もそうですね。そのことによって、売上とみなす、あるいは卸売でしたか、とみなすという、このことが変化することになれば——売り渡しですね、売り渡しと消費、このことの中身の数値が民法改正によって変化するというのであれば、当然収入とのかかわりで変化しますので、単に条文でどうだこうだと言われても、その変化のところの分析ができないわけなんです。重要なところなので、このポイントもきちんとして示していただきたいなというふうに思うので、それであえて伺っているわけですが、ぜひわかれば聞かせていただきたいと思います。

それと、つけ加えて公的法人、つまり患者のたらい回し防止のために、公的じゃないな、医療法人など、いろいろな法人への非課税措置がされたわけでありましてけれども、蟹江町ではその対象となる施設、どの程度あるのか、これもまた減収分になりますので伺いたいと思うんです。

○税務課長 長尾彰夫君

今、最後のお話になりました56ページの54条、それから56条の2の部分でございますが、今回社会医療法人につきまして、これにつきましてはある程度の救急医療、それから災害医療、僻地医療、それから周産期医療、小児医療関係の事業のうち、1以上を1つの病院で実施する場合は非課税措置をしますよということで新たに追加されたわけでございますが、これにつきまして、社会医療法人がこの近辺にどれだけあるのかということでございますけれども、現在、私も資料を取り寄せまして、愛知県では今のところ、この該当の社会医療法人はございません。ただ、4月以降に愛知県のほうで申請が出されるということは、県の担当のほうからは情報は聞いております。当然出てくれば私どもに、どここの何法人ということとは指導がありますので、そうなれば私どもも、そういう試算があれば、当然それに対応させて非課税ということでやらせていただきます。

(発言する声あり)

可能性ですか、あくまでも公益法人でなくて社会医療法人でございますので、今のところ、可能性ということは私どもも、町内ではまず可能性があるというところはないと認識しておりますけれども。

○10番 菊地 久君

今回のこの条例改正のポイントというのは一体何だろうかなと思うわけでありましてけれども、特に、この条例改正をされて、プラスになる人、マイナスになる人、とりわけ条例改正によって救われる内容は何だろうかと、こういうことをこの条例一つ一つ見て、改正点を見て

おるわけでありまして、今、日本の経済は大変落ち込んでおりまして、少しでも経済を活性化だと、これにはそれぞれの皆さん方の購買力を高めてもらわなきゃいけないのか、そういうような意味で、例えば住宅を買ってローンを払っておる人たちが少しでもローンが助かるとか、また、これから新たに購入をする人に対してはこういう援助をしてあげることがどうだろうとか、また、車なら車を買ったらこういう車ならお金を、補助金をあげるだとか、いろいろな流れが今あるわけでありまして、それらを全体的に網羅をして蟹江町として考えてきたときに、町としてはどんな影響が出てくるんだろうかな。

1つは、町民税の問題、町税の問題、例えば給与所得者がどうなるんだろうかなと。言うまでもなく、会社が大変倒産をしたり、今、一時帰休制度みたいな形である人は月に残業がない、いろいろな面で10万円月収が減っておるよだとか、パートに行っておったらパート首になっちゃったよだとかいうことで、家族の年収が100万も下がっちゃうだとか、そういうような計算をしたときに、来年度の町に入ってくるお金、個人住民税、法人税、特にその中で固定資産税等もそうでありまして、ふっくるめて、この21年度を100としたときに一体、マイナスになるとは思いますけれども、マイナスというふうに思えるのか、こういうことによって税収はふえると思われるんですか。私は、ことしの21年度を100としたときに来年度はマイナス何%くらいになるのかな、何十%超すんではないか、こういうふうに基本的にざっと考えたときに思えるわけでありまして、それについてまず町当局としてはこういう条例改正をやることによって、町全体の入ってくるお金というのはどの程度変化があるのか、1つ聞きたい。

2つ目には、今それぞれの町民の皆さん方が、この条例改正によって救われると思えるのかどうか。そして、こういうことをやると今有利だと思えるのは何かあるのかないのか、この辺のところを、例えば项目的に挙げて、住宅を今買ったりしたときにはどうなるんだ、住宅を買うにしても、こういうような住宅だと結構税金も安くなってお得ですよだとか、または、今特にエコの関係であるわけですが、そういう面について、こうこうこういうことをやることによってあなたはお得ですから今こそ物を買いなさいと、もっとやりなさいというようなものがあるのかどうか。喚起を促すことによって、少しでも消費が伸びて、日本の経済が本当に活性化できるのかどうかと。そして、個人所得は、企業が頑張ってくれと所得もふえてきますので、住民税も入るという仕組みになっておるわけですね。だから、そういう意味で町自身が、この税制改正が国がやってきたことであって町がやったことでも何でもないわけです、国が考えてやってきたことが、条例がここで提案されて可決したときに、我が蟹江町民はどういうことを今頑張っていただくことによって、あなたはお得よ、これはいいですよということがあるとするなら、PRできるものがあるならひとつ列記をしてもらいたい。

それから、3つ目には、余りあれではないと思いますが株式の問題、投資の問題、特に日

本が貯蓄より投資型という形で皆さん方に投資を勧めてもうけた人はまず今はいないと思う、大体4割くらい損をしておるんですね。株主もそう、株式もそう、損、損です。損をして安くなっておって、今回の税制で多少は税金が安く書いてありますけれども、大損しておって税金なんて減額が、パイが小さくなっておるんだから、そこから幾らやってもっと小さいだけであって、該当者にとってみても余りよくはないわけよ。だから、それらを考えたときに、この税制改正によって、多くの蟹江の町民が救われるのかどうなのか、助かるのかどうなのか、助かるとするとどのくらい皆さん助かるのかな、こういうふうにふと思うわけ、思います。その点についてはどうなのか、列記していただければ結構です。考え方だけでいい、教えてください。

それと4つ目、ではこれは国がお決めにになっていた税制改正であって、基本的には今の国民の生活や暮らし向きを少しでもという形で税制に織り込まれていることは事実でありますけれども、では、それを受ける一番身近な地方自治体として何かほかにできるのだろうか。国のように2兆円をばらまけんけれども、例えば蟹江町で2億円をばらまいてみようかと、町民に何か買ってちょうだいとか、だんごの一つもどうだといってやるような方法だとか、何か税制面で恩典というか、税制面で改正できる独自の、蟹江町独自の税制改正というものはできるのだろうかどうだろうか。その辺について、4点目は何かお考え方だとか、そういうことは無理だということなのか、おありとするならば教えていただきたいと思います。

4つ、ひとつお願いします。

○税務課長 長尾彰夫君

まず、最初に、税の関係のほうからの回答をさせていただきます。

今回の税条例の改正ですね、住民として救われる部分はどういう部分があるのかとか、そういう列記してということでございますけれども、今回の税制改正で一番大きなところは、21年の固定資産税の評価替え、この部分は一番大きな部分でございます。評価替えにつきましては、今負担調整とか、いろいろな複雑な措置がありますけれども、基本的には平成6年に実は国のほうが評価の均衡を図るために宅地の評価基準を全国一律に地価公示価格の7割をめどとする評価替えをすると、基本的には地価控除7割で課税するという方向づけがされました。ただ、名古屋の大都市圏とかそういうところは、かなり地価控除の7割に近い固定資産税の課税を進めました。ただ、私も蟹江町のようにちょっと地方都市になりますと、実際のところ地価公示までの7割までは追いついておりません、かなり低い部分で蟹江町は価格を決定させております。

ただ、国の支持でこれを地価公示の7割に急激に上げますと、納税者の負担がもう急激に発生しますので、当時、9年から実際に負担調整の措置が始まりましたけれども、そういう方については前年度の課税に対して今年度の評価額はどのくらい達しておるかということで計算させていただいて、急激に上がらないように、段階的に徐々に税額を上げさせていただ

いております。その点で、納税者の方に負担がいかないようにということで、私どもは負担調整措置の制度を導入させていただいております。

それからあと、今回評価替えの次のところでございますけれども、60ページの附則13条の3というところで、税負担が大幅に増加する土地について、税額の上昇を100分の110までに抑制するという、前年度の税に対して1.1倍以上税額が上がるケースにつきましては、1.1以上超えた部分については減額しますと、そういう制度を今回実は国のほうが定めてよろしいよという税制改正をしてきました。当然、これにつきましては町村独自でやる、やらないは判断しろということで、海部郡でも東部のほうはやられないということで、南部のほうはやられるということは私どもも確認していますけれども、できるだけ納税者に急激な税の負担が来ないようにということで、今回税条例でお願いしております。

それからあと、生活とかそういうので救われるものについてはどういうものがあるかということでございますけれども、固定資産の関係でございますが、現在私どもは耐震の改修をされた場合、それからあと省エネ改修、窓を二重サッシにされるとか、そういうされた場合、それからあと高齢者の方が住んでみえる方についてはバリアフリーの改修をされた場合は、それぞれ3年間ですけれども固定資産を減額をさせていただきますよと、一応そのような対応をさせていただいております。それから、今回地方税法のほうで、いわゆる200年住宅、そういうものをやられる場合も固定資産税から減額してもよろしいよという制度もありましたので、住宅を改修される方についてはその4項目で、できるだけ負担がないようにということで対応させていただいております。

ただ、まだまだ私どももPRが不足しております。ここ3年ほどで実は耐震とか省エネとか、いろいろやっておるんですけれども、広報とか、ああいうのでも載せさせていただいておりますが、現在、今のところ耐震の改修で2件申請が出ただけでございますので、私どものPRもちょっと不足しているかなということで、近々またそういうのの特集などを広報でお願いして載せたいよなというような、そんな気持ちは持っております。

それから、あと、株式投資でございますけれども、これも国の施策で本則の20%に戻すということで6月で税制改正させていただきましたが、その後の世の中の状況がなかなか景気対策に反映されないということで、今回本則の20%に戻したものを、引き続きそれを適応しないで10%を継続しますよということで税制改正をしてきましたので、私どももそれにあわせて税条例の改正をさせていただいたというところでございます。

（「税収の見通し」の声あり）

税収の見込みでございますけれども、町・県民税につきましては今年度もかなりの減額をお願いさせていただきました。その後の状況を見ても、世の中の状況を見ましても、かなりひどい状況になっております。当然、会社のほうから私どもに、例えば職員の方がやめられた場合、この方はやめられたから特別徴収をやめてくださいよという通知が物すごく多くな

っております。その結果、通常は就職されますと新たなところで特別徴収をという話が当然来るんですが、最近そういう新たに特別徴収ということが非常に少なくなっています。考えてみますと、やっぱり退職して職業についていないとか、あとはアルバイト的なことでやってみえるのか、そういう方が非常にふえていることは確かでございます。

それからあと、固定資産税につきましては例年大幅な減収というものは、その年の住宅控除の2分の1になっている方が軽減切れになる方が多いか少ないかという変動がほとんどでございます。

それから、特に私どもの町民税でひどいのが、やはり皆さんご承知のとおり法人税とたばこ税、これにつきましてはかなりひどい状況に落ちると見込んでおります。法人につきましては、今年度は予算上クリアしておりますけれども、来年度につきましてはことし以上にひどい状況になるんじゃないかなと私どもは想定しております。それからあと、たばこにつきましては、たばこ全体では確かに売り上げはおちておるんですが、ただ、昨年導入されたタスポ、そのカードがないとたばこが自販機で買えない、その導入後、当然そのカードを持ってみえない方がございますので、当然コンビニとかそういうので買われます。当然、卸売が蟹江町のコンビニに直接卸してみえればいいんですが、元締めで買われると、その元締めのところでたばこ税を払うことになりますので、その関係で昨年20年度もたばこ税はかなり落ちております。来年度もそういう関係で、売り上げはかなり落ちるんじゃないかなと考えております。私ども、そういうことがありますので、たばこ組合とかありますので、そういうほうにもう少し連携を持って、もうちょっと売り上げについて頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

国が決めた以外に、町独自の税制の改正する用意はあるかどうか。

○税務課長 長尾彰夫君

町独自のといいますと、先ほどの前年度から税額が1.1倍以上になった場合、1.1を出た場合については減額しますよと。一応これについては町村の判断になりますので、当然この1.1を超えた場合は減額するという条例改正をやられない町村もございます。私どもは、とにかく納税者の急激な負担は避けたいということで、今回導入をさせていただきましたので、この1.1倍を超えた部分については私ども町独自と考えております。

○議長 奥田信宏君

それでは、とりあえず休憩後に再質問といたします。

暫時休憩といたします。

10時55分に再開といたします。

(午前10時37分)

○議長 奥田信宏君

休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時55分)

○10番 菊地 久君

お答えはいただきまして、ありがとうございます。

そこで、1つ、来年のこのような形でいったときの見通しとして、町税というのは21年度よりも上がるのか下がるのか。私は素人で考えても、間違いなく来年町税の収入は減であろうと。それは、今の経済状況やそれを計算していったときに、一人一人の町民が払う能力、収入は減っています。そのときに、では補てんできるのは国が何らかの措置で、2兆円をばらまくような大胆な気持ちで、町に穴埋めなり、地方交付税なりという形かわかりませんが、やってくださるのかどうかというのは1つ思いがあるわけ。

もう一つは、町自身が新たな財源を求めることがこれから可能なかどうか、独自に何かあるのかどうか。

それから、3つ目には、今、税務課長がちょっと言いましたが、例えば評価替えによって固定資産税や土地が、宅地や何か上がるところがあると。上がり過ぎたところについては減免、これまでに下げにやいかんよと、これまでおさえていいとか、その配慮をできるかできないかというのは、今、税務課長はできるようなことをおっしゃっておったんですが、これは町が町長のサイドによって税制をまけたり減免をしたり、いろいろなことができる分野がいっぱいあるわけなんです。そのことについて町長自身が、この問題については町ができる範囲、生活困窮者だとか、こういう方々についてはこんな制度やらこんな配慮を持って少しでもやっていきたいという基本的な考え方、こういうものがあるのかどうかというのを町長にお尋ねをして、質問を終わりたいと思います。

○町長 横江淳一君

それでは、お答えをいたします。

菊地議員のおっしゃるとおり、新しい税金をというような話が本当にできるようであれば検討する余地はあると思うんでありますけれども、ただ、残念ながら地方税法の改正、いわゆる蟹江町の税条例の改正といっても、ほとんどこれは国が決めてきたことのスライドと言っても過言でないくらいの状態であります。そんな中で、それぞれの自治体がそれぞれの考え方、それから違いもございます。先ほど来、担当課長が申し上げました、例えば固定資産税の話、住宅に対するあれもそうでありますけれども、100分の110までに抑制する、これはそれぞれの自治体の裁量に任せるということがありました。我々としても、こんな不況なときでありますので、できるだけ税に対してのご負担については軽減をしてあげたい、この気持ちは十分ございます。しかしながら、逆に言いますと、今度それをやったことによって、今、菊地議員が大変ご心配をいただいております来年度の税収はどうだということになりま

すと、おっしゃるとおり、菊地議員の言われるとおり、これは来年度は相当、固定資産税はことし並みに入るにしても、いわゆる住民税に対しては相当下がるというふうに予測をいたしております。

ただ、昨日でありますけれども、行政改革の本部会幹事会の中で、それぞれのマネジャーの皆様方にその話を申し上げたところであります。まだ、出納閉鎖が終わっておりませんが、どういう状況になっているという詳しいことにつきまして早速財政担当の係にこれを調べさせ、そして5月の出納閉鎖が終わり次第、来年度の税収の見込み、それから今後の対策、このことにつきまして即話し合いをするように、実は夢づくり会議でも提案をさせていただいたところであります。

そんな中で、固定資産につきましては、先ほど言いましたように公示価格の70%という国の決まりがありますけれども、それを年度ごと少しずつ上げていき、取っている自治体もあるやに聞いております。しかしながら、蟹江町といたしましては、名古屋市の本当に近いところにありまして、利便性もよろしくて、今後固定資産の増加も見込める、こんなような状況に思っていたところ、昨年の秋から急激な状況になりました。ですから、固定資産税については、心配していないわけではありませんけれども、ことし並みに入ってくるであろうと考えてはおりますが、町・県民税につきましては相当の落ち込みがあります。

その中で、じゃ税収の落ち込みをどうするんだということを考えますと、蟹江町には独自の税収といっても、一つ入湯税という考え方が実は前からありまして、微々たる金額ではありますが年間大体800万円くらいこれがあるわけであります。これを何とか上乗せする方法はないのかなということで、民間会社それから関係諸団体ともお話をしながら、蟹江町のいわゆる名物だとか、それから観光資源を再度掘り起こして、少しでも蟹江町に来ていただき、そして蟹江町で物を購入していただき、蟹江町にお金を落とさせていただく、そんな施策を地道に続けていくことも税不足の解消になるのではないのかな、こんなことを私の7つのKの中の頭に持ってきた観光事業でやれるとありがたい、こんなことを今考えております。

いずれにいたしましても、先般の町村会の県の理事会がございました。今、県の副会長を拝命させていただいておりますけれども、その場所で、先般国への陳情ということで、町村会の会長、今、幸田町の近藤町長さんがやっておみえになりますが、全国町村会の会長さんを代弁いたしまして、これも町村週報に多分近日中に載ると思います。インターネットで調べていただければわかると思いますが、町村会のホームページで聞くことができますけれども、1,880の自治体に、それぞれ温度差はあるが、1兆8,000億円いただける、そういうことをやっていただけないか、大胆な方式として1自治体に10億円のお金をいただきたい、このことの申し入れを実はされたということを聞いておりまして、我々ももろ手の拍手を挙げて県の町村会で推したわけであります。今後も国へ陳情に行くときに、我々町村会の代表としてしっかりそのことを物申し、これからの自治体の、今疲弊した状態をどんどん訴えていき、

蟹江町も蟹江町独自のいろいろな施策を展開しながら、皆様方に満足できるような住民サービスを心がけたい、菊地議員にもぜひとも税収が上がるべく、いろいろな施策を相談させていただくことがあるかも知れませんが、何とぞよろしくお願いをいたしまして、答弁とさせていただきます。

○議長 奥田信宏君

他にありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、質疑を終結をいたします。

これより討論に入ります。

○7番 小原喜一郎君

7番 日本共産党の小原喜一郎でございます。

日本共産党は、本議案第34号 蟹江町税条例等の一部改正について、反対をいたします。

本件は、単に地方税の枠内で論ずるわけにはまいりません。それは、麻生内閣と自民・公明与党は、今回の税制改正を国と地方合わせて1兆円以上の減税と主張しているからであり、全体としての中身が、国民の立場でどうなっているかということが極めて大事だからであります。

そこで、そういう観点で以下、8個の反対の趣旨を申し上げたいと思うのであります。

まず第1に、その中身は相変わらずの大企業と大資産家優遇の税制改革になっていることでもあります。アメリカ発の世界金融危機でアメリカ型カジノ資本主義を目指す金融立国、貯蓄から投資へという路線が破綻したにもかかわらず、証券優遇税制を延長拡大していくことのでございます。

2つ目は、外需依存から内需主導型に変えなければならないと言いながら、海外展開する大企業向けの新たな優遇税制を創設した内容になっているということでもあります。証券優遇税制の延長拡大は本条例改正案の中で明らかになっているので言うまでもないことですが、海外展開する大企業向けの新たな優遇税制は、海外子会社からの配当を非課税にすることになったということでもあります。

3つ目は、本法、これは町税条例じゃないんですけれども、政府提案の本法であります。附則には、消費税増税を含む税制抜本改革を行うため11年度までに必要な法制度の措置を講ずるとし、実施時期などは景気回復の状況を見て法制化するということになっています。まさに庶民向けの減税は期限付きの短期的なもので、本条例改正の中でも多くが期限付きのものであります。恒久的な大增税である消費税増税を、世論調査でも消費税反対が多数を占めている中、民意を選挙で問うこともなく、いわば問答無用で庶民大增税のルールを敷こうということになっているからであります。

4つ目は、また消費税増税を決めた昨年12月に発表された中期プログラムでは法人税率の

引き下げを検討するとしており、今回の附則でも同様の内容が盛り込まれており、消費税増税、法人税引き下げは、まさに財界大企業の要求そのままになっているということでございます。

5番目は、格差拡大をもたらす大資産家優遇税制を継続することと同時に、3年間の延長後に、さらに少額投資優遇制度、もう一つは金融所得課税の一体化、これを導入して、年間の投資額100万円を上限に上場株式等の配当と譲渡益を10年間非課税としたこと、金融所得課税の一体化と称してさまざまな金融取引、金融商品からの所得をまとめて低税率としたこと、どちらも金融所得優遇、大資産家優遇をするもので、貯蓄から投資へという従来型路線を加速させるものであるということでございます。

さらに、6番目でございますが、これは今回の1兆円減税だとおっしゃる麻生内閣の目玉となっているものでありますが、住宅ローン減税は結果として中低所得者には効率がよくない限定的なものになっておりまして、高所得者に厚い住宅ローン減税となっているということでございます。

7つ目は、町民税の公的年金からの特別徴収ということでございます。年金生活者には、本当に暮らし的に厳しい内容の皆さんがあるわけでありますけれども、それも問答無用型で特別徴収で引き去ってしまうという、こういうひどい内容になっているということでございます。

最後でありますけれども、これは農地法の改正の方向が今後さらにどうなるかということもあるわけでありますけれども、今、麻生内閣が目指している内容は、農地法を従来の自作農中心型から生産中心型へ切りかえる市場原理主義を導入する、株式会社がどんどんと農業に進出して、いわゆる株式会社が日本の農地を占有していく条件を切りひらいていく、こういういわゆる市場原理主義、カジノ資本主義、あるいは新自由主義、その方向が反省することなく進められようとしている内容になっているということであります。

以上の観点で、反対でございます。

○議長 奥田信宏君

次に、賛成討論の発言を許します。

○12番 山田乙三君

12番 新政会 山田乙三でございます。

私は、この案につきましては、賛成の立場から討論を申し上げたいと思います。

今回の蟹江町税条例等の一部を改正する条例の主な内容は、固定資産税の関係では平成21年度の3年ごとの評価替えに伴う負担調整措置の仕組みや地価の下落に対する特例措置を、また個人住民税の関係では平成21年から25年までの入居者に対する住宅ローン特別控除の創設、上場株式等譲渡所得及び配当所得の軽減税率10%をそれぞれともに引き続き継続する内容でございまして、住民に対する生活対策の一つとして改正するものでございまして、国に

おきまして十分議論が交わされ税制改正が実施されたものと認識しております。

蟹江町といたしましても、国の税制改正の趣旨を酌み取り、町民が安心して暮らせる活力ある地域社会を効果的、効率的につくっていくためには町税の税源確保は重要なものと考えてるわけでございます。

よって、本改正案につきましては賛成をいたします。

以上でございます。

○議長 奥田信宏君

他に討論がないようですので、以上で討論を終結します。

これより起立によって採決をいたします。

議案第34号「蟹江町税条例等の一部改正について」は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第4 議案第35号「乗合自動車（お散歩バス）購入契約の締結について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

○6番 林 英子君

私は、今度2台買われるということで本当によかったなというふうに思っています。なお、聞いてみますと、以前にはなかったけれども、今度は初めから電動格納式の補助ステップもつくし、乗り降りするための手すりもきちっとつけるよということで、よかったなというふうに思っております。

けれども、このバス2台を走らすことによって、私もある人からひどく舟入のほうの方ですけれども言われたことがあります。何であんな空ばかり走らせるんだというふうに言われました。私はその都度、そうではない、本当に皆さんが喜んで使っていらっしゃるし、おふろを見てください、1日200人、300人という方が来ていらっしゃるし、必要ではないか、私は皆さんがうちにこもるのではなく、もうどこでもあのバスに乗っていけるということが本当にいいことだというふうに話しますし、当然私は賛成をしますけれども、内容がもっと本当に皆さんが乗れるようなことをもっと考えてみたいと思うんです。

というのは、やっと近鉄もJRの近く、結構たくさんJRの場合は駅までありますけれど

も、そして、今度アオキスーパーのほうに回るときに、運転手さんも乗る人も含めて、なぜあんな道路を通るように決めたのかというふうに言われます。ですから、企画していらっしゃる人は大変で、乗る人がだれがそれを決めたのか私は道路の順序についてはわかりませんが、乗りやすくするために、もっと多くの人からパブリックコメントをもっといただいて、それから、おじいちゃん、おばあちゃんはどうな意見があるかということをもっとよく聞いて、この車が入るのが来年9月10日ということ……

（「ことしです」の声あり）

21年9月10日ということにもありますので、それまでもっともっとみんなで話し合っ、どこを通り、どのようなことを時間も含めて、するかということももう少し、本当にみんなの意見が取り込まれるようなバスにしていくなために、前はお聞きしたときには、何か役場の職員で乗って決めたよとお聞きしましたがけれども、もっと住民の声を聞く、アンケートを取り寄せて聞くということをしたほうがいいのかというふうに思いますけれども、今後はどのような考えかを聞いておきます。

○企画情報課長 鈴木智久君

じゃ、まず私のほうからお答えをさせていただきます。

最初、このコースの乗り合い停留所を決めましたのは、長寿会のほうのバスの皆さんが乗られるところがまず基本に考えました。どうしても、やはりそこが外せなかったというのが一つの原因なんです。ですので、その中でどのような形にして、一方通行等々を考慮し、どういうふうな運行をしたらいいのか、近鉄を含め、ヨシヅヤを含め、どのように運行したらいいのかということをいろいろ考えさせていただいて、ルートは決めさせていただきました。

今後につきましては、全体的にどういうふうにするのかというのは具体的にはまだ決まっておりませんが、今までの経緯も踏まえて、今後どのようにしていっていいのかというのはちょっと考えをさせていただきたいと思っております。

以上です。

○13番 伊藤正昇君

新政会 13番 伊藤です。

この契約書を見ておると、本当に雑な契約書だなと思って感心しておるわけだけれども、この契約書自体、今、総務部長が言われたけれども、メーカーも書いてなけなあ、型式も書いてなけなあ、ただ乗り合い自動車2台で1,200万という、これは他社の資料なんかもつけれんの。一遍それ、まず1問。どういうような経過でこれになったのか、ほかの一応見積もりがあるでしょう。今、3社言われたでしょう、該当が、その経過。

○総務部長 坂井正善君

この車を選定をしたという理由なんでございますけれども、車の購入をする場合につきましては、やっぱりいろいろなそういう車、それぞれ各分野ごとでいろいろ車は使っておりま

す。例えば給食だと給食の運搬車とか、それから今回たまたま中型のいわゆるマイクロバスを購入するんですけれども、今回予算を組む段階でこういったトヨタの——トヨタという言葉も出したらいいかわかりませんが、こういった規模の一応車を購入するということで予算を計上、立てたわけでごさいます、そこら辺でこの29人乗りというバスを、当然今までは29人乗りが1台、それから15人乗りが1台ということで、これは非常にコースが一緒のところを走るにもかかわらず、何でこんなようなあれがあったというようなこともございまして、今回29人乗りを新しく2台購入するわけでしたが、ただ、車種につきましては、今回はそういうことで規格なんかを設定した段階で見えますと、先ほど申し上げましたけれども、17年度の云々という話で申し上げましたが、これを見ると自然的にトヨタのコースターしかないということで、今回この車に落ち着いたということの経緯であります。

以上であります。

○13番 伊藤正昇君

それはそれでいいんですけども、そしたら何でここへ書けれんの。給食なんかでも、いろいろな中西製作所のものを買うとか、いろいろものを買うときにはメーカー指定でやっておる場合があるでしょう。それだから、トヨタのコースターの型式はこういうふうで、町側が指定して選んだで、この金額だということを最初からうたわないかん、そうじゃないかね。それでないと、よく言えば、ほかの比較も一遍出して、もうこれが一番最良な車だと言われりゃそれでいいんですけども、別に入札がどうのこうの言ったりやせん。だから、ここへ出す場合に、いろいろなことをここへうたわないかん。ただ、コースターっていったって型式があるんでしょ、型式が。年式は新車に決まっておるでいいわい、そんなことはわかっておるで。

○町長 横江淳一君

伊藤議員も、車のことはプロであります、よくご存じだと思います。今まで車を購入するに当たりまして、私も議員のときで伊藤議員も記憶があると思うんですが、ふそうのバス等々も実は考えました。しかしながら、まず我々の金額の中で、できるだけ安価で、なおかつ低公害で、なおかつ耐久性がよく、以前に蟹江町が使った実績のある車で、将来てんぷら油で走行できるような、そんな利便性を考えたときに、それと今、林議員が言われたように乗りやすく安全性も十分な車ということになりますと、確かにこの車になりますけれども、しかしながら車種指定はできませんでした。しかしながら、仕様を考えたときに当然最終的にはコースターということにはなるわけでありまして、一番最初にはそのあれは一切書きませんでした。しかしながら、今現在蟹江町が使っているバスがこの仕様に近いバスが走っております。これは、皆様方が視察に行ってくださいときに乗っていただくバスに大変近い仕様であります。

それで、型式等々につきましても、29人乗りと25人とあるのも十分存じてみえると思います。25人乗りと比べると29人のほうが若干シートは狭いんですけれども、利便性を考えたときに29人がよかろう、今後型式のナンバーを書くというちょっと差し控えをさせていただいたかったなというのと、この裏にこの仕様を書けば、当然コースターということに多分行き着くと思いますし、カタログを出して説明するというわけにもちょっとまいりませんでしたので、こういう書き方にさせていただきましたのをご理解をいただけたと思います。

それと、ほかの車種は実際ちょっと金額的に大変高い状況だったものですから、すみません、シビアに計算させていただきますと、1台分でこの金額でないかと言われた方もあるやに聞いておりますけれども、2台で何とか一気に入札をさせていただいたほうが、金額的にも落ちるということは伊藤議員もよく存じてみえると思いますので、この方法でやらせていただきましたことをぜひともご理解をいただきたいと思います。

以上です。

○8番 中村英子君

8番 中村です。

私は自動車のことにはプロではないので、素人っぽいことになるかもしれませんが、この仕様のことについてお伺いしたいんですが、この仕様書は今のご説明ですと、既にこのトヨタのコースターというものにこの装備というものは向こうの製品として乗っかっているものなのか、それとも蟹江町がこういう仕様でお願いしたいという、こういう中身なのか、その辺のところのご説明をお願いしたいと思います。

といいますのは、電動格納式補助ステップというふうにありますけれども、もう今考えられますのは、最初から低床というのがあるんですね、電動式でこれをやるということではなくて低床でできるのではないかという思いが1つあります。それから、車いす等の対応がこれはできているのかどうかというところもわかりませんので、この仕様と実際にこちらの希望の仕様と既にこれは規格品としてあるというようなものなのか、その辺についてのご答弁をお願いしたいと思います。

○企画情報課長 鈴木智久君

まず、仕様の中で電動格納式補助ステップ、これはオプションですので、これは当町のほうから、こういうものは最初につけていただきますという仕様の中で入れさせていただきました。あとにつきましては、町長が先ほど言っていたいただきましたように、価格面、それから環境性能面等々を考えますとやはり車が限定されてまいりますので、そこの中での仕様の中で挙げさせていただいた部分がございます。

それから、車いすにつきましても、これは低床バス等々でいきますとかなり価格が高くなります。もう一つ、座席数がかなり減ってまいります。蟹江町の実情を考えたときに、全く考えがなかったわけではないんです。ポンチョという本当に市バスが走っているような、あ

あいうようなバスもございますが、いいか悪いか、かなりお年を召された方が多く利用されておりますので、そうしますと当然座席数が減ってまいりまして、いくら空だといっても、朝夕というか使う時間帯によってはかなりもう満車状態になりますので、そういう方々が立って乗られて、曲がり角等でよろめかれてけがされても、またこれはちょっとご本人もかなり悲しい思いをされますので、やはりマイクロ式のほうのほうがいいんじゃないかなということ、全フルシートの車ということでマイクロバスをさせていただいたというのが経緯でございますので、残念ながら車いすについてはちょっと対応されておられません。

以上です。

○8番 中村英子君

比較検討の資料ということで考えますと、ちょっと足りないなというふうに思うんですけども、議会に出してもらうものがです。今ご説明ありましたけれども、電動式の格納式補助ステップについてオプションだというお話がありましたけれども、今も言いましたように、もう低床バスでいけるものなら低床バスでいきたいというのが一つの考え方で、それについても考えがあったと言いましたけれども、これは高くなるんだというご説明がありましたね。じゃ、実際こういうバスにするとどれだけ高くなるのかということは全く資料としてわからないわけです。ですから、比較検討のしようがない、こういうふうに出されますと。じゃ、どれだけ高くなるのか。

それから、車いすの対応についてですが、車いすが乗ることによって座席数が減るというようにお話がありましたけれども、この場合、座席は折りたたみになるものもあります、必要に応じて。ですから、こういうようなことを考えてみたけれども、こっちになったというその過程の中での比較検討が、財政的な費用負担の比較検討もできないわけです。どれくらい負担をふやせばこれにも対応できるのかということはわからないんです。できれば、たとえば、1台がこの値段じゃないかという人もいたというお話がありましたけれども、この倍になったとしても低床でしかも車いすにも対応できますよということを、そこら辺までも許容範囲なのかどうなのかというのはまた別な判断ですけども、じゃ、どれだけ高くなってどうなんだという比較検討がこれではできないんじゃないでしょうか。どうでしょうか、資料として。

○町長 横江淳一君

大変申しわけございません。ちょっと説明不足で、比較検討のときに担当者に私が指示をさせていただきました。蟹江町お散歩バスの基本的な考え方からご説明を差し上げますと、いつでも、どこでも、だれでも蟹江町をぐるっと回っていただきたい。まず基準をどこに置くか、確かに障害者の方、健常者の方も一緒になって乗っていただけるバスが一番いいわけでありまして。しかしながら、先ほど言いましたように、この規模の低床型のバスになりますと、多分1,000万単位で上がってくると思います。数千万単位の金額になると思います。こ

れもお示しをさせていただきますでしたが、実は我々の予算規模の中で、当初予算を計画させていただいた中で、大体2台で1,200、1,300万以内でやるんだったら2台を更新しましょう。しかしながら、1台で1,300万という購入は、今の蟹江町の財政状況では大変難しいという状況に達しさせていただきました。その説明が欠けておりましたのは申しわけなく思っております。

低床式のバスというのは、全くフレームが違います。それと、乗られる数が全く限られてまいります。このコースターの中でも、車いすを載せるような装置をつけたバスが実はございます。このバスですと、多分倍近くの金額になるという私の考えであります。そうすると、今思っている予算規模ではちょっと考えにくいなと。ただし、今、中村議員が言われましたように、これからの蟹江町の福祉を考えたときに、例えば社会福祉協議会さんとか、いろいろなお願いをし、もしもそういう方がどんどんふえてくるという状況、今現在お見えになるわけでありすけれども、それを考えたときに今後の施策として一考させていただけるということで今回お願いをいたしたいと思います。

今回につきましては、とりあえず蟹江町の足を確保し、蟹江町をぐるっと皆さんで乗っていただき、お湯に入っていただくもよし、病院に行ってくださいいただくもよし、身近の駅に行ってくださいいただくもよしということで、お散歩気分ですに乗っていただく、そのバスをメインに考えさせていただいたということだけをご理解をいただき、今後その福祉についての専門の装置のついたバスについての考えは、ちょっと先にさせていただけるとありがたいというふうをお願いをいたしたいと思います。

以上です。

○8番 中村英子君

今、新しくこういうふうなバスを購入して、これは何年間か使うわけですので、できればすべての要件がクリアできるようなものが買えたら、それはそれでいいと思うんです。

そこで、今、町長のご答弁ですと多分これだけになるんじゃないかというようなお話もありましたけれども、やはり議会ですので、これを購入した場合は本当に数字としてこうなんだというものをやっぱり出していただいて、比較検討をした上に、後日購入するというようなやり方をしてもらおうほうがいいんじゃないかなというふうに思うんです。そうしませんと、何かそっちは高いみたいよ、だからこっちにしたみたいよ、お金がないからこうしたみたいよみたいな、みたいみたいな話になってしまいますので、やっぱりきちんと低床にしたら幾ら、それから車いすが載ったら幾ら、そして、これと今回のものは幾ら、きちんとした、概算の数字にはなると思いますけれども、やっぱり資料として比較検討するものはしていただいて、できれば私は最初から福祉関係の今、町長が言われたような要望も全部クリアできるような形でやっぱりもっていくほうがいいと思いますので、そのために1,000万円のものが2,000万円かかったとしても、すべての人が利用するという町長の見地に立てば、車いすの

方だって当然それは利用していただかなきゃいけないものなんですから、たとえ2,000万円かかったとしても、それはそれで購入していけるのではないかなという考えもありますので、きちんと比較検討の資料というものを事前に出していただいて、議会と当局の意見のすり合わせをしながら、よりいいものを買っていくという方向で検討してもらうように今後はお願いしていきたいと思います。

○議長 奥田信宏君

他に質疑はありませんか。

(発言する声なし)

他に質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようですので、討論を終結します。

これより議案第35号を採決をいたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

日程第5 議案第36号「平成21年度蟹江町一般会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○総務部長 坂井正善君

提案説明した。

○議長 奥田信宏君

提案理由の説明が終わったので、これより質疑に入ります。

(なしの声あり)

質疑がないようですので、質疑を終結します。

これより討論に入ります。

(なしの声あり)

討論がないようです。討論を終結します。

お諮りをいたします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

○議長 奥田信宏君

以上で、本臨時会の会議に付議された事件はすべて議了いたしました。したがって、平成

21年第1回蟹江町議会臨時会を閉会といたします。

(午前11時48分)

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

蟹江町議会議長

奥 田 信 宏

10番 議 員

菊 地 久

11番 議 員

吉 田 正 昭